

兵庫県中学校学校図書館研究会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、兵庫県中学校学校図書館研究会と称し事務局を会長の学校におく。
- 第2条 本会は、学校図書館の発展振興を促進し、生徒の読書の振興を図り、もって、本県の中学校教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 学校図書館及び生徒の読書の振興のための活動の普及及び啓発
 2. 学校図書館及び生徒の読書に関する調査研究
 3. 学校図書館及び生徒の読書に関する研究成果の刊行普及
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

- 第4条 本会の会員は兵庫県の中学校・中等教育学校（前期課程）及び中学部を設置する特別支援学校とする。
- 第5条 本会に市郡町の連合組織として、神戸、阪神、丹波、播磨東、播磨西、但馬、淡路、の7地区をおく。

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 監査 2名
 4. 理事 若干名
 5. 常任理事 7名
 6. 幹事 若干名
 7. 庶務委員 1名
 8. 会計委員 1名
 9. 常任委員 若干名
- 第7条 役員を選出は次のとおりとする。
1. 会長、副会長および監査は理事会において選出する。
 2. 理事は各市郡町において選出し、常任理事は理事会において互選する。
 3. 幹事は各市郡町において選出する。
 4. 庶務委員、会計委員および常任委員は会長が委嘱する。
- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

3. 監査は事業および会計を監査する。
4. 理事は会務の重要事項を審議する。
5. 常任理事は理事会の決議にもとづいて会務を執行する。
6. 幹事は各市郡町において本会の事業の遂行にあたる。
7. 庶務委員、会計委員および常任委員は会長の指示にもとづいて会務を処理する。

- 第9条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠による役員の仕事は残任期間とする。

第4章 会議

- 第10条 本会の会議は総会および理事会とする。
- 第11条 総会は全役員によって構成し、毎年1回開催して、次の事項を審議する。
1. 予算、決算
 2. 事業計画
 3. 役員の仕事
 4. 会則の改正
- 必要に応じて臨時総会を開くことができる。議事は出席者の過半数で決定する。
- 第12条 理事会は会長、副会長、常任理事および理事をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。

第5章 会計

- 第13条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

- 第15条 本会則は平成25年6月20日より実施する。
- 第16条 本会の会計は、当分の間、兵庫県学校図書館協議会の会計による。